

尾道市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成27年12月28日策定

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

尾道市では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第47号。以下「条例」という。）に定められた事務において特定個人情報を取り扱う。当該事務の執行に当たり、関係法令に基づき、管理体制及び管理規程を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（1）法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する次の法令等を遵守する。

ア 番号法

イ 条例

ウ 尾道市個人情報保護条例（平成6年条例第2号）

エ 尾道市個人情報保護条例施行規則（平成7年規則第30号）

オ 尾道市電子計算組織管理運営規程（平成24年訓令第2号）

カ 尾道市情報セキュリティポリシー（平成20年3月31日作成）

キ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

（2）安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適正な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき尾道市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の取扱いに関する管理規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。